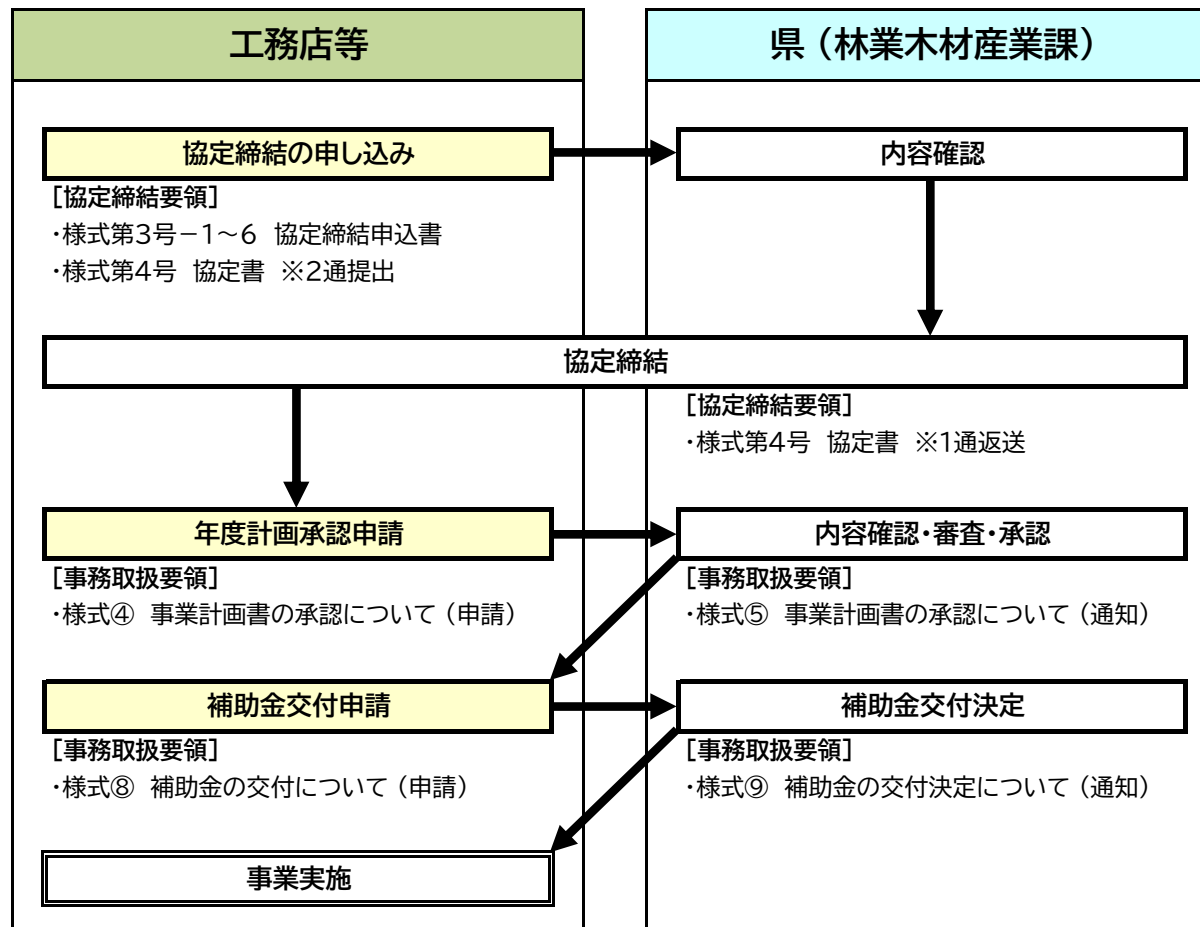


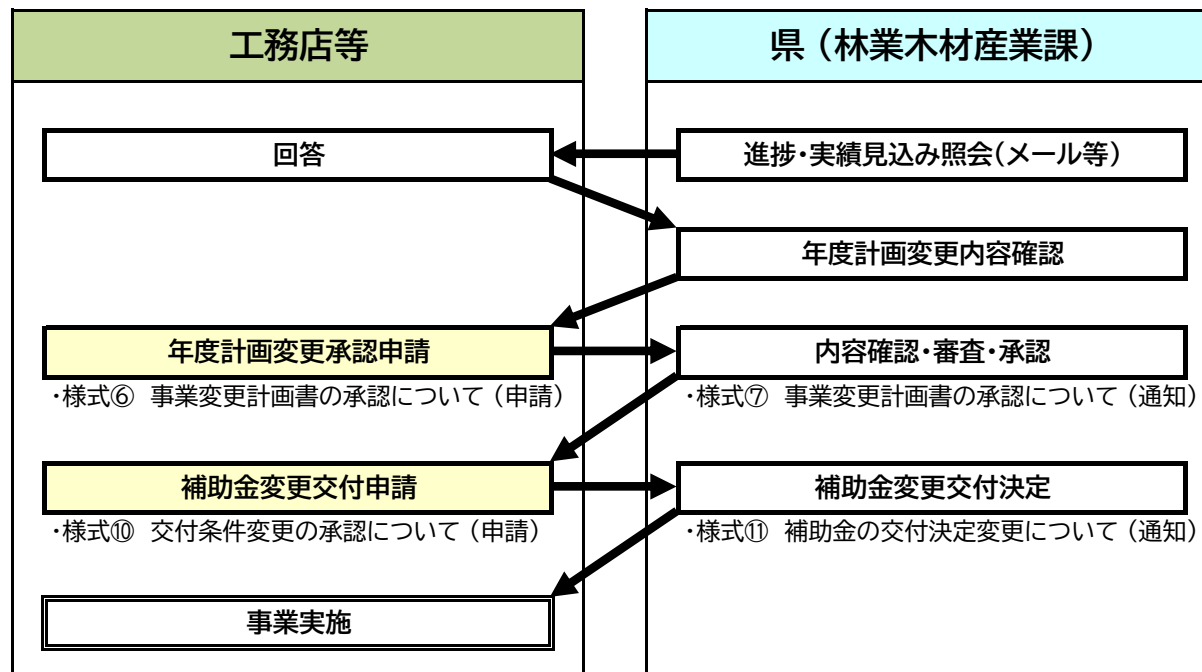
あきた材県内住宅販路強化事業の進め方（チャレンジ枠）

1. 協定締結 ～ 事業計画承認申請 ～ 補助金交付申請



あきた材県内住宅販路強化事業の進め方（チャレンジ枠）

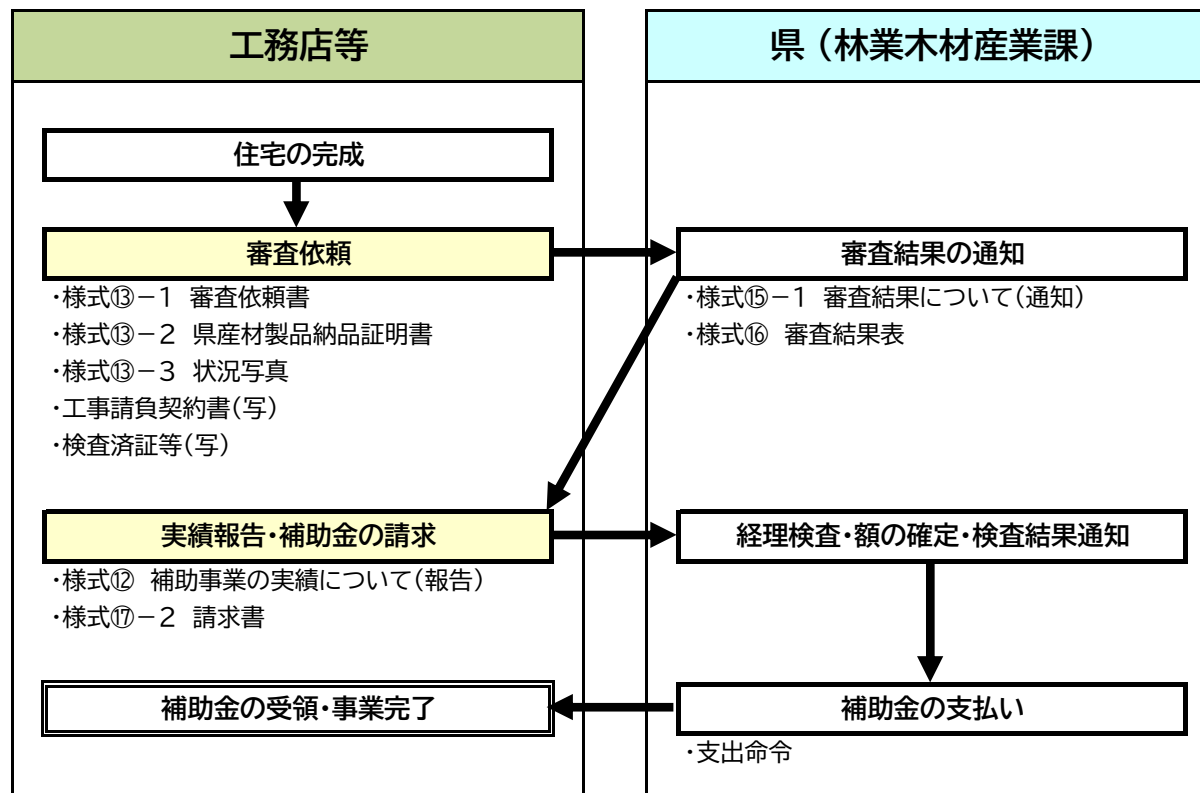
2.（事業内容に変更がある場合のみ）年度計画変更承認申請 ～ 補助金変更交付申請



※様式は「あきた材県内住宅販路強化事業 事務取扱要領」による。

あきた材県内住宅販路強化事業の進め方（チャレンジ枠）

3-1. 住宅が完成し、補助金の支払いを受ける場合（精算払）



[精算払]

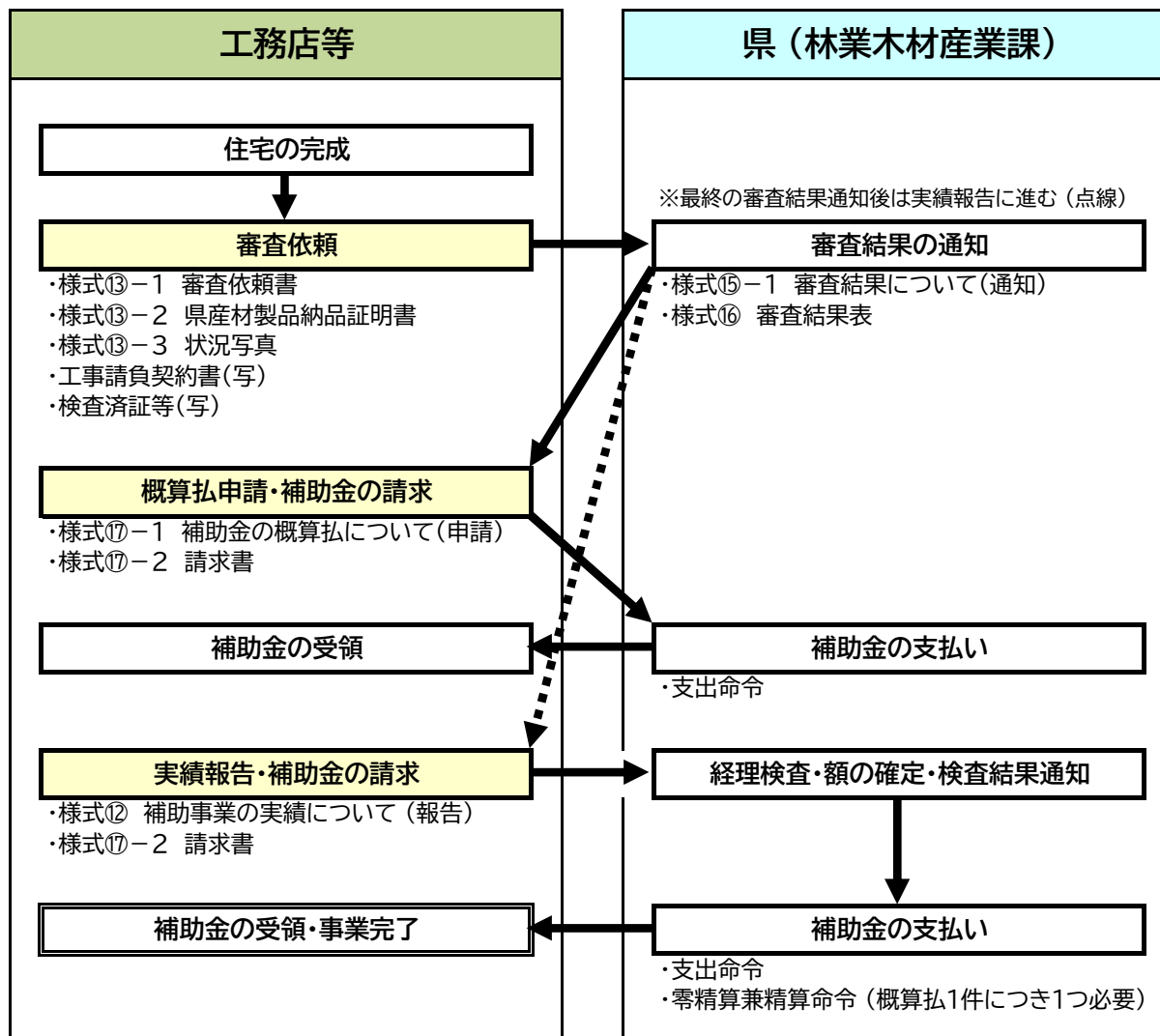
次の場合に「精算払」に該当します。

- ・補助対象が1戸の場合
- ・補助対象が複数戸であっても、最後の住宅が完成した後、補助金をまとめて一度に受領することを希望する場合

※様式は「あきた材県内住宅販路強化事業 事務取扱要領」による。

あきた材県内住宅販路強化事業の進め方（チャレンジ枠）

3-2. 住宅が完成し、補助金の支払いを受ける場合（概算払）



[精算払]

次の場合に「概算払」に該当します。

- ・補助対象が複数戸で、住宅が完成した都度、補助金の受領を希望する場合

※様式は「あきた材県内住宅販路強化事業 事務取扱要領」による。

あきた材県内住宅販路強化事業の進め方（チャレンジ枠）

4. 二酸化炭素固定量認証書の発行

